

山形県有機農業推進計画

平成21年3月

山 形 県

目 次

第 1	計画策定の趣旨及び目的	-----	1
第 2	有機農業の定義	-----	2
第 3	推進計画の期間	-----	2
第 4	推進目標	-----	2
第 5	基本方針	-----	3
第 6	有機農業推進に関する施策の展開方向		
1	有機農産物の安定的な生産に対する支援	-----	3
2	有機農業に対する理解の増進及び有機農産物の流通・消費促進	-----	5
3	有機農業推進体制の整備	-----	7

第1 計画策定の趣旨及び目的

本県は、蔵王、鳥海、出羽三山などの名峰や母なる川の最上川といった四季折々に表情を変える豊かな自然に恵まれた住みよい環境のもとにある。

自然の豊かさに比例して農業も盛んであるが、将来にわたり安定的に生産活動を継続していくためには、生産者の環境に対する認識を高め、環境負荷を極力低減させるなど、山形の豊かな自然を活かしつつ、農業生産を確保する「自然と共生する農業やまがた」を創っていく必要がある。

このため、本県では、畜産堆肥等の有機性資源を活用した土づくりを行いながら、化学肥料や化学合成農薬を2、3割以上減らした農産物の生産に県内すべての地域で取り組む「全県エコエリア構想」を推進するとともに、山形セレクションやおいしい山形と連携して広く情報発信を行いながら、消費者の信頼と共感に根ざした「環境にやさしく安全でおいしい農産物産地」としての評価確立を目指している。

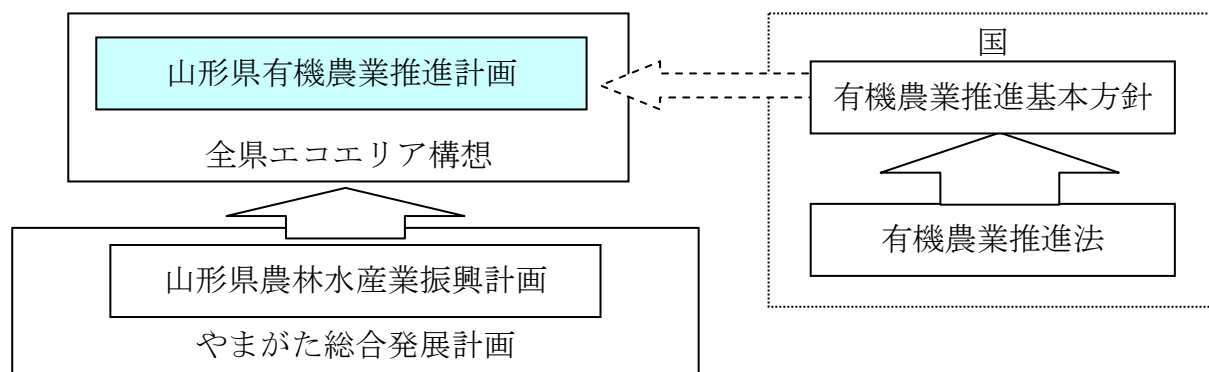
とりわけ有機農業は、化学肥料、化学合成農薬を使用しないことを基本に、農業の自然循環機能を増進し、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減する農法であるとともに、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物供給に資するものであることから、消費者の信頼と共感に根ざした「環境にやさしく安全でおいしい農産物産地」づくりを促進させるものとして期待される。

本県においては、昭和50年頃から一部の農業者が有機農業に取り組み始め、消費者と直結する形で営まれてきたが、近年は組織的及び地域的な取組みが拡大してきている。一方、県では平成元年頃から試験研究機関において技術開発に着手し、平成7年～12年には有機農業技術開発研究室を設けるなど研究開発を進めており、現在も新たな体制で研究開発を継続し、技術メニューの拡大を図っている。

こうした中で、有機農業の推進と発展を目的とする「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）」が施行され、国では、「有機農業の推進に関する基本方針（平成19年4月27日付生産局長通知。以下「基本方針」という。）」を策定している。

このため、県では、有機農業の取組みを拡大し、消費者の信頼と共感に根ざした「環境にやさしく安全でおいしい農産物産地」づくりを一層推進することを目的に、県が取り組む施策をとりまとめ、「山形県有機農業推進計画」を策定する。また、本計画の実行に当たっては、市町村等関係機関及び有機農業実践者等生産者の理解と協力が必要であるため、県は十分な連携に努めるものとする。

○県推進計画の位置づけ



第2 有機農業の定義

この推進計画において「有機農業」とは、JAS法に基づく有機農産物の農林規格に規定する生産の方法についての基準に限定することなく、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、土壌の性質の由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業とする。

第3 推進計画の期間

本推進計画の期間は、平成23年度までとする。

ただし、情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すことができるものとする。

第4 推進目標

県は、下記の具体的な目標を設定し本計画を推進するが、目標達成のため市町村等関係機関及び有機農業実践者等生産者の理解と協力が必要であり、十分な連携に努めるものとする。

○ 具体的目標数値

【有機農業に取り組む農家戸数（※）】

平成19年度（現状） 296戸 → 平成23年度（目標） 400戸
（うち有機JAS認定事業者が構成する農家数152戸）

【有機農業に取り組む栽培面積（※）】

平成19年度（現状） 488ha → 平成23年度（目標） 600ha
（うち有機JAS認定面積255ha）

【有機農業の推進体制を整備した市町村（※※）】

平成19年度（現状） 37%（13市町村） → 平成23年度（目標） 60%（21市町村）

※農家戸数、栽培面積の現状は、H19市町村調べ。エコ農業推進課集計。

※※推進体制を整備した市町村は、H20.1月エコ農業推進課調べ。

第5 基本方針

1 有機農産物の安定的な生産に対する支援

有機農業は、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境負荷を低減するものである。しかし、現状では雑草や病害虫の防除技術等については、有機農業者の個々の創意工夫によるところが多く、普遍的な技術として確立することが、有機農業を普及拡大するために必要とされている。

このため、新たに有機農業を志向する農業者が安心して有機農業に取り組むことができるよう、客観的な評価に基づいた技術メニューの拡大により、農業者が適切に組合せを行うことが可能となるよう努めるとともに、有機農業の普及指導体制の整備強化を図る。また、新たに有機農業を行おうとする者に対する就農相談や助言、有機農業の取組みに対する支援等を行う。

2 有機農業に対する理解の増進及び有機農産物の流通・消費の促進

有機農業は消費者の求める安全かつ良質な農産物の供給に資する栽培方法である。しかし、有機農業は化学合成資材に頼らないことから、雑草や病害虫防除対策への労力の掛かり増しが大きく、一部の農業者の取組みにとどまっており、有機農産物の流通も限られていた。また、こうした背景もあり、消費者や慣行的な栽培を行う生産者等の理解の促進についても有機農業者自らの努力によるところが大きかった。

このため、有機農業の一層の推進に向け、有機農業者と有機農産物を求める消費者等との情報の受発信に対する支援や有機農業の持続的な発展を図るための食育、地産地消、農業体験学習等の取組みを通じた有機農業者と消費者等との交流促進、さらに有機農産物等の適正な表示による消費者等の信頼確保対策について支援していく必要がある。

3 有機農業推進体制の整備

有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力・連携が必要であることから、有機農業者をはじめ、流通関係者、消費者、行政部局等で構成する有機農業の推進体制を整備していく。また、市町村における推進体制の整備を県としても支援していく。

第6 有機農業推進に関する施策の展開方向

1 有機農産物の安定的な生産に対する支援

(1) 推進方針

有機農業は、病害虫の発生や雑草防除に係る労力等の掛かり増しが大いなどの課題を有することから、新たに有機農業を志向する農業者が安心して有機農業に取り組むことができるよう、客観的な評価に基づいた技術メニューの集積を行うとともに、技術情報を現場に提供するための普及指導体制を充実する。また、有機農業の取組み拡大に向けた条件整備等の各種支援策、就農相談や研修制度の充実を図る。

(2) 現状と課題

- ・有機農業は、地域の気象や土壌等立地条件に応じた独自の技術が利用されており、十分な客観的な評価が行われていないことなどから、普遍的な技術となっていない。
- ・県の農業技術普及課では、有機農業に関する相談を個別に行っているが、普及拡大可能な技術の集積、普及計画課題化による業務の明確化、普及指導員への有機農業に関する研修等は十分ではない。
- ・有機農業者を含めた環境保全型農業実践者に対し、これまで、たい肥化施設やたい肥散布機などへの整備支援、有機種子生産に向けた支援等を行ってきたが、有機農業に取り組むため一層の条件整備に対する要望がある。
- ・有機 J A S 認証制度については、登録認定機関への支援や制度の普及啓発等を行っているが、有機農業の取組みを推進する上で、さらに継続支援が必要である。
- ・農業者が有機農業に取り組もうとする場合、技術的な面を含めた相談窓口の明確化や研修制度の充実が必要である。

(3) 施策の展開方向

① 技術開発等の促進

ア 有機農業に関する技術の研究開発の促進

施策の項目	具体的施策の内容
有機農業技術の評価とメニュー拡大	○有機農業技術実証ほの設置及び評価 現場等で実践されている有機農業技術の実証と客観的評価
	○有機農業技術ニーズの把握と課題化 関係機関や団体等と連携し、有機農業者等の農業に対するニーズの把握
	○有機農業を含む環境保全型農業技術の研究開発の継続

イ 有機農業技術の研究開発成果の普及促進

施策の項目	具体的施策の内容
研究開発成果の普及	○技術の普及 ホームページ（やまがたアグリネット）、パンフレット等を用いた研究成果の情報発信
	○有機農業技術実証ほの活用 実証ほを拠点とした有機農業者と研究・技術者との交流、情報共有
有機農業に関する普及指導員等の研修	○各種研修制度の活用 国が開催する有機農業研修への普及指導員の参加

② 有機農業者等の支援

ア 有機農業の取組みに対する支援

施策の項目	具体的施策の内容
取組み拡大支援事業の活用	○農地・水・環境保全向上対策による営農活動への支援 ○農業改良資金（無利子）の貸付 ○やまがた園芸担い手チャレンジプラン支援事業による条件整備支援 ○たい肥化施設、たい肥散布機の整備支援等
有機種子の確保	○有機栽培用の種子生産に対する支援等
J A S 有機認証制度への支援	○J A S 有機認証制度説明会の開催 ○登録認定機関（(財) やまがた農業支援センター）における認証審査への支援

イ 新たに有機農業を志向する取組みに対する支援

施策の項目	具体的施策内容
新規就農者への支援	○相談窓口の設置 農業技術普及課における有機農業に関する相談や支援の実施
	○やまがた農業体験プログラムによる農業体験の実施
	○有機農業技術支援者リスト作成及び県HP上での紹介
制度融資等による支援	○就農支援資金（無利子）の貸付
研修制度の充実	○有機農業実践支援講座の開催（農業大学校） ○実践農業研修事業の活用による技術習得支援

2 有機農業に対する理解の増進及び有機農産物の流通・消費促進

(1) 推進方針

有機農業に対する消費者等の理解と関心を増進するため、優良事例の顕彰や活動状況の紹介、有機農産物の認証制度等各種認証・認定制度の普及を通じて有機農業の啓発に努める。また、有機農業者と消費者等の相互理解を加速させるため有機農業者が自主的に取り組む食育や地産地消、農業体験学習、都市農村交流等の活動を支援する。

有機農産物の流通・販売促進は、有機農業者が主体的に行うことを基本とするが、県のブランド認定制度の活用、インターネット等を用いた生産・出荷情報システムの紹介等の支援を行う。

(2) 現状と課題

①有機農業に対する理解

- ・消費者や流通業者の多くは、有機農産物を「安全・安心」、「健康によい」とのイメージによって選択している。一方、有機農業は土壌の性質の由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全も担っている。県内の有機農業者等では、農業体験や生き物調査等の交流活動を実践しており、消費者に対する理解促進を図る取り組みもみられる。
- ・地域内における有機農業の推進のためには、有機農業者と慣行的な栽培を行う農業者との相互理解が必要であるものの、その機会が不足している。

②流通・消費促進

- ・有機農産物は、生産が少ないことなどから、一般的な流通ルートではなく、作物ごとの違いはあるものの、生産者と消費者や消費者団体、実需者（食品加工、外食等）が直接取引するものが多い。

(3) 取組み施策の展開方向

①消費者等の理解と関心の増進

施策の項目	具体的施策の内容
優良事例の顕彰	○エコエリアやまがた推進コンクールの実施 エコエリアやまがた推進コンクールの開催、優良事例の顕彰、各種媒体を通じた結果の広報
活動状況の紹介	○活動状況の調査、紹介 有機農業に関するイベントや交流活動などの取組み状況を調査し、インターネットで紹介
認証制度の普及啓発	○認証制度の広報及び適正な表示の啓蒙 (財)やまがた農業支援センターと連携し、インターネットやパンフレットを用いた有機JAS認証制度への理解の促進

②有機農業者と消費者等との相互理解の増進

施策の項目	具体的施策の内容
消費者等との交流活動に対する支援	○有機農業者間の連携活動に対する支援 有機農業者が連携して行う、直売イベント、シンポジウムや生き物調査等の消費者等交流事業に対する助成
	○有機農業を含む農業体験事業に対する支援 都市と農村漁村の交流のためのグリーン・ツーリズムの推進や児童等を対象にした農業体験事業の実施に対する助成
	○食育の推進 食育計画に基づき食育を県民運動として推進

施策の項目	具体的施策の内容
有機農業者、消費者等の相互理解の場の提供	○エコエリアやまがた推進協議会の開催 エコエリアやまがた推進協議会を開催し、消費者、流通関係者、行政担当者等による情報や意見交換を行い、相互理解を深める場の提供

③流通・消費促進

施策の項目	具体的施策の内容
有機農産物の拡大	○山形セレクション推進事業の展開 有機農産物を含む優れた農産物の「山形セレクション」への認定及び全国・世界への発信
生産出荷情報システムの紹介	○ネットカタログの紹介 「エコエリアやまがた」HPへのリンク等を通じた、「青果ネットカタログ（SEICA）」の紹介
流通・消費活動に対する支援	○直売所の整備・運営や子供たちへの食育活動等 に取り組む農業者に対する助成

3 有機農業推進体制の整備

(1) 推進方針

有機農業を推進するに当たって、農業者や流通関係者及び消費者の理解と協力・連携が必要であることから、有機農業者をはじめ、消費者、流通関係者、農業団体、学識経験者、行政部局で構成する体制を、県や市町村において整備する。

(2) 現状と課題

- ・県では、平成17年9月に全県エコエリア構想の推進を目的として、学識経験者、生産者、消費者、農業団体、行政部局で構成する「エコエリアやまがた推進協議会」を設置している。平成20年より「山形県有機農業者協議会」の代表者の参画により連携強化を図っている。
- ・市町村では、平成20年1月現在で、13市町村で有機農業の推進体制が整備されており、推進計画（方針等）については、12市町村で策定済み（最上地域8市町村は、地域全体として計画を策定）となっている。
- ・有機農業を推進するに当たり、有機農業者やその関係団体と消費者、流通関係者、農業団体、行政部局等による推進体制を継続していく必要がある。

(3) 取組施策の展開方向

①県における推進体制の整備

施策の項目	具体的施策の内容
関係機関との連携	○「エコエリアやまがた推進協議会」の開催 学識経験者、有機農業者等を含む生産者、消費者、流通関係者、農業団体で構成する同協議会による有機農業に関する施策の検討を実施
	○有機農業推進プロジェクト会議の充実 県関係各課に研究機関、総合支庁関係各課を加え、有機農業の推進に関する情報交換や方策等の検討を実施
	○有機農業者協議会との連携 有機農業推進に当たり、山形県有機農業者協議会（H19.3月設立）等との意見交換の実施
	○市町村等との連携 実証ほを活用した市町村の有機農業推進協議会等との意見交換の実施

②市町村における推進体制の整備

施策の項目	具体的施策の内容
市町村における推進体制構築支援	○市町村における有機農業推進体制の整備に対する支援 ○市町村有機農業推進計画等の策定推進
有機農業者等との連携強化に対する支援	○有機農業者や関係団体等との意見交換会等を通じて、相互の連携強化に対する支援